館報 大豊
No. 101　昭和43年10月25日　全世帯配布
発行　高知県長岡郡　大豊村中央公民館

9月末の人口動態

男	7,223人	女	7,763人	
計	14,986人	（前月 15,026人）		
	3,925世帯	（前月 3,927世帯）		
出生	男 3人	女 3人	計 6人	
死亡	男 7人	女 4人	計11人	
転入	（県内）	11人	（前月 18人）	
〃	（県外）	32人	（〃 20人）	
転出	（県内）	40人	（〃 34人）	
〃	（県外）	38人	（〃 23人）	

十月のおもな行事

□ 赤い羽根共同募金運動（1日～12月31日）
□ 食生活改善普及運動（1日～31日）
□ 里親及び職親を求める運動（1日～31日）
□ 全国雑音一掃運動（1日～31日）
□ 電信電話週間（20日～26日）
□ 全国博物館大会（29日～11月1日）
□ 行政相談週間（14日～20日）
□ 明治百年記念芸術祭（1日～11月30日）

ダム対策特別委を設置

大豊村定例議会はさる九月二十五日に開かれ、六日間の会期で提出された十八議案を審議それぞれ原案通り可決して三十日閉会しました。

とくに今議会では、さる八月二十九日に襲ってきた10号台風によるダム放水を重くみて、ダム災害対策特別委員会を設置しました。同委員会今後の動きが注目されます。

第三次 補正予算案など議決

定例九月村議会終わる

◇…今議会の日程…◇

二十五日開会、議案説明。二十六日一般質問。二十七日議案質疑。二十八日総務、建設、産業経済、教育民生各常任委員会。三十日討論採決、閉会

可決議案

△昭和四十三年度大豊村一般会計補正予算決定に関する議案
△昭和四十三年度大豊村簡易水道事業特別会計補正予算決定に関する議案
△昭和四十二年度大豊村一般会計歳入歳出決算認定に関する議案
△昭和四十二年度大豊村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定に関する議案
△昭和四十二年度大豊村簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に関する議案
△大豊村国民健康保険税条例の一部を改正する条例議案
△大豊村職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例議案
△単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例議案
△大豊村教育委員会委員任命同意議案
△高知県町村議会議員公務災害補償組合の設立について
△高知県町村交通災害共済組合の設立について
△併用林道協定に関する専決処分承認議案
△大豊村立大豊中学校豊永分室校舎の処分に関する議案
△村立中学校及び小学校設置条例の一部を改正する条例議案
△大豊村公民館設置条例の一部を改正する条例議案
△大豊村議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例議案
△大豊村立大豊中学校大田口分室校舎の処分に関する議案
△専決事項の指定に関する議案

ダム災害対策特別委員会

委員長－畑山善郎、副委員長－松岡雪男、委員－釣井正亀、松岡春美、美濃英由、松岡勝英、西岡丈

なお二十六日の一般質問では、次の議員から質問があり、西岡村長からそれぞれ適切な答弁がありました。

質問議員

上村憲正	過疎対策外一件
美濃英由	中州グラウンド復旧方法外十四件
釣井正亀	塵芥焼却場外二件
松岡春美	昭和橋早期架設外二件
秋山弘安	振興計画と過疎問題
畑山善郎	村費助成後の指導と取扱いについて
山中茂栄	大杉落合林道の実現について

予算総額 累計四・七億に

補正額は七千六百万円

今回の一般会計追加補正額は七千六百五十六万九千円で、本年度の累計額は四億七千六百九十一万六千円と尨大なものになっております。

西岡村長の説明要旨によりますと、過年度災害並びに台風七号、十号の被害に伴う災害復旧事業費を中心として、本年度の基本方針に基づく農業振興施策のための一連のいわゆる投資的なものを軸とした内付を行なうと共に、その他行財政の運営の実情にてらして物件費等を措置したことによるものであります。

しかしながら年度途中で、最終的な財源見通しが困難なため一挙に解決できないものがあり苦慮したようです。

歳入

国県支出金五千四十五万八千円
地方交付税五百五十六万三千円
繰越金六百九十二万六千円
村債六百八十万円
寄付金三百十万五千円

歳出

災害復旧事業費三千五百六十五万八千円（農村施設二千八百七十二万五千円、公共土木施設六百九十三万三千円）農業構造改善事業を中心とする農林産業費で二千七百六十九万三千円、道路維持費等二百六十万五千円、教育費五百五十八万円、民生費百四十八万五千円

総務費百五十六万六千円等。

簡易水道事業特別会計補正額台風災害に伴う維持修繕費として二十三万円（累計は五百八十四万七千円）

新教育委員任命

委員長に小笠原氏

大豊村教育委員の小笠原賀穂氏と秋山清高氏は九月三十日で任期満了となりましたので、新たに議会の同意を得て、両名が再任命されました。

このため委員会では、十月二日に組織会を開き、委員長に小笠原賀穂氏、委員長職務代理に上村茂明氏がそれぞれ再任されました。

新委員会組織
委員長　小笠原賀穂（野々屋）
委員長職務代理上村茂明（西土居）
委員　岡林良治（馬瀬）
〃　秋山清高（川口）

秋山委員

小笠原委員長

陳情書九件

西峰地区消防団など

今議会に新しく提出された村民からの陳情書は次の通りであり、それぞれの常任委員会に付託され、審査の結果いずれも妥当であるとの観点から採択、村長に送付されました。（うち継続審査一件）

陳情書と審査委員会

△西峰地区消防団に対する助成方について（総務委員会）
△馬瀬大水口線改良工事の施工方について（建設委員会）
△八畝公民館建築に関し補助事業としての認定方について（教育民生委員会）
△郎の潤橋架換工事補助金交付方について（建設委員会）
△水害対策特別委員会の設置方について（総務委員会）
△穴内踏切へ警報機の新設方について（総務委員会）
△立川森林組合の関係する林道並びに治山事業の助成及び早期実現方について（建設委員会、継続審査となる）
△灌漑及び飲料等用水路復旧工事に対する助成方について（産業経済委員会）
△合併農協に対する信用収益の安定促進及び育成費の助成方について（総務委員会）

近く着工に決まる 中央公民館

旧役場庁舎を改造して

大豊村発足以来、中央公民館は「家なき公民館」として今日まで過ごしてきましたが、このたびの議会において役場の旧庁舎を改造して「大豊村中央公民館」とすることが本決まりとなり近く着工の予定です。

施工方法は、県の核集落まち整備事業の適用を用けて行なうもので内容は次の通りです。

総工費　三百五十一万円
うち地方債　二百三十万円
村費　二十一万円

建物は大改造が困難ですので、原形のままで便所を増築する程度とし、一階は国道側にステージをとり、ホールのほか川手に調理室、控室を、二階は事務室と日本間を広くとることになっております。本年度中には完成予定ですので公民館の集いの場としての機能が果されるよう、村民各位の広範な利用を期待します。

11月3日の体育祭

本年は大豊中豊永分室で実施

大杉中学校中州グラウンドで一昨年から実施してきた村民体育祭は、本年で第三回目を迎えましたが、ご承知の通りこのグラウンドは八月二十九日の十号台風の災害により、使用不可能の状態になりました。

中央公民館におきましては、十月三日に運営審議会委員、地区館長、同主事及び体育指導員等による合同会議を開き協議しました。

大田口校も大豊中学校建築中で駐車場もなく、本年度は中止との声もありましたが、大豊中豊永分室校下から次のような要望が出されました。

明年四月実質統合するので豊永分室は姿を消すことになった。地区民に愛されてきた当校に別れの意味を含めて、本年に限り今回の体育祭を豊永分室で実施してほしい」。

右の要望に対し事務局及び体育指導員が調査を実施することになり、調査の段階では実施困難との意見が出ましたが最終的に大会長である村長と協議し、本年に限り豊永分室で実施することとなりました。

ご承知のように同校は狭隘であり存分な競技は困難と思われますが、全村民和気あいあいのうちに、行なわれますよう御協力をお願い致します。（中央公民館長）

大豊村長選挙

投票日は十一月廿一日

大豊村選管では、十月十五日に委員会を開いて、西岡村長の任期満了に伴う大豊村長選挙の日どりを決めました。

これによりますと、現村長の任期は本年十一月二十六日となっておりますので、公職選挙法第三十三条の規定により決定したもので日程は次の通りです。

任期満了日　十一月二十六日
告示　〃　十四日
立候補締切　〃　十七日
投票日　〃　二十一日
開票　〃　〃

当日は、私達の首長を選ぶ四年に一度の選挙ですから絶対棄権をしないようにしましょう。

◉ 公職選挙法第三十三条第一項

地方公共団体の議会の議員の任期満了に因る一般選挙又は長の任期満了による選挙は、その任期が終る日の前三十日以内に行なう。

大杉地区公民館で 音楽教室

大杉地区公民館では、父兄の要望により役場旧庁舎二階で音楽教室を開いております。

希望者は次の役員に申し込んで下さい。

一場所＝高須役場旧庁舎二階
二レッスン日＝第一、第三の土曜日、第二、第四の日曜日（いずれも午後一時より）
三資格＝五才以上で半年以上続ける自信のある者
四費用＝月謝九五〇円と教則本代
五講師＝東芝音楽教室所属　宮田明子先生
六役員＝会長鍵山佳代（高須）
委員西山美代子（小川）小川孝子（杉上）松下和子（杉下）小笠原恒子（川口）

昭和42年度決算審査

予算の執行は適正

楽観できない財政事情

昭和四十二年度大豊村一般会計並びに特別会計決算審査の結果が、地方自治法第二百三十三条の規定により監査委員（朝倉寛一、松岡春美の両氏）により報告されました。

審査意見

審査に付された昭和四十二年度一般会計、特別会計各決算書並びに、これを立証する証拠書類を審査した結果、証拠書類はいずれも完全に処理され、計数も正確でまたこれを立証する証類も完備されており、予算の執行も適正であると認められた。

一般会計においては、懸案の庁舎建築の大事業を完成し、併せて山間農業試験場用地その他臨時的経費を支出したにもかかわらず一千三百十八万円の翌年度繰越ができたことは、誠によろこびに堪えない。

しかし村債においては、四十一年度末現債額八千七百万円が四十二年度末現債額は、一億四千三百万円となり、これが償還は一般財源であり今後の財政は楽観を許されない状態にある。

国保会計は、二百三十五万円の繰越となっているが、これは昨年八月以降療養給付費を請求していない者があるので実質的には、繰越額全額が黒字とは認められないものがある。

簡易水道会計は、三十七万一千円の繰越となっているが、これは毎年度一般会計からの繰入れで運営され、村の行政上不合理であり今後更に検討の上、独立採算制の運営を望みたい。

然して今後の財政需用としては大豊中、豊永小校舎の建築、農林業改善事業その他道路網の整備等重要な事業が山積しており、これが遂行には莫大な費用を必要とすると考えられるが、これに対処するには消費的経費の抑制を図り長期的な視野にたって財政計画を樹立して健全財政を堅持し、重要施策を遂行して最大の効果を挙げられるよう期待する。

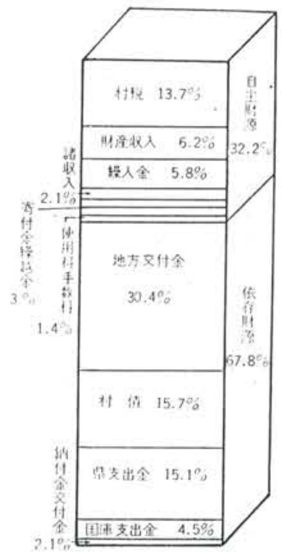

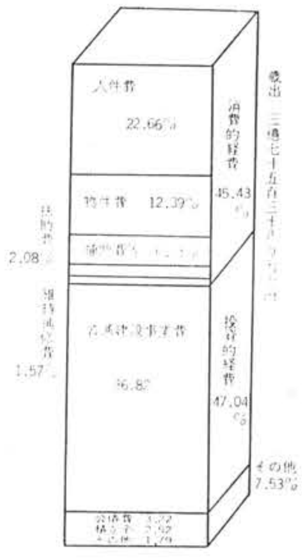

一応は黒字

国民健康保険　特別会計

本年度は二百三十五万五千円の黒字となっている。然しその内容を審査すれば昨年八月以降診療費未請求のため支払が停滞しているこのことは、村国保運営上重大な支障をきたすので今後は医師と緊密な連繫を図り、再びかかることのないようにすべきである。

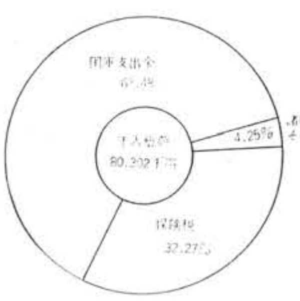

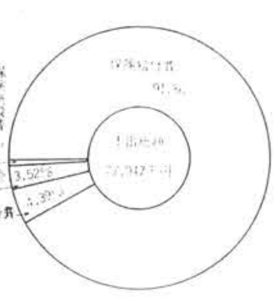

保険税の徴収状況

（単位千円）

区　分	現年度分		滞納繰越分		計	
	収入額	徴収率	収入額	徴収率	収入額	徴収率
38年度	13,608	87	2,219	23	15,827	77.5
39 〃	14,197	91	3,255	49	17,452	83.0
40 〃	20,920	92	2,667	44	23,587	86.0
41 〃	18,651	93	1,675	53	20,327	87.5
42 〃	24,899	94	1,021	38	25,920	89.2

水道会計は赤字

本年度決算において、単年度実質収支は十四万三千円の赤字である。本事業は昭和三十八年度以降収入の五割程度は一般会計よりの繰入れで運営されている。

これは給水原価に対し、供給価格が低く、立方米当たり約十五円の損失となっているからである。

しかし、これは簡易水道布設の際、地元との了解事項で止むを得ないこととはいえ、一部特定住民のため経続的に多年に亘り一般財源を繰り入れすることは好ましくない。簡易水道事業は、地方財政法第六条の規定により、独立採算制を原則とする事業であるから、今後再検討され健全な独立採算の運営がなされるよう、関係者の理解と協力を期待するものである。

決算の状況

予　算　額	七、二九六千円
歳入決算額	六、九八二千円
歳出決算額	六、六一一千円
差引残額	三七一千円
前年度繰越額	五一四千円
実質収支　赤字	一四三千円

用途別村債の状況

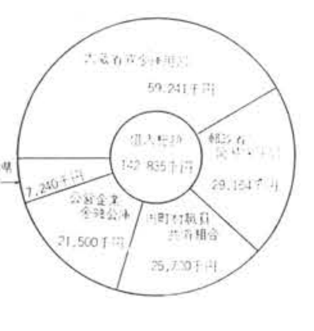

一、普通債	九二、七〇二千円
内訳	
1 一般単独事業債	六二、七四三千円
2 義務教育施設整備事業債	二九、九五九千円
二、災害復旧費	一九、九六一千円
内訳	
1 単独災害復旧事業債	五、八〇七千円
2 補助災害復旧事業債	一四、一五四千円
三、辺地対策事業債	八、四六六千円
四、公有林整備事業債	三、五〇〇千円
五、村民税臨時減税補てん債、	一〇、九六六千円
六、県貸付金	七、二四〇千円
合計	一四二、八三五千円

積立金の状況

（単位千円）

区　分	昭和41年度末	昭和42年度とりくずし額	昭和42年度積立額	42年度末現在高
財政調整積立金	1,805	0	8,270	10,075
庁舎建築基金	19,928	19,928	0	0
育英資金	2,205	162	0	2,043
その他積立金	200	0	200	400
給与調整基金	0	0	1,000	1,000
計	24,138	20,030	9,470	13,518

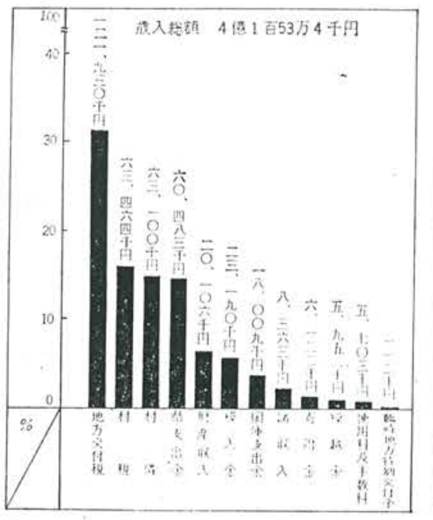

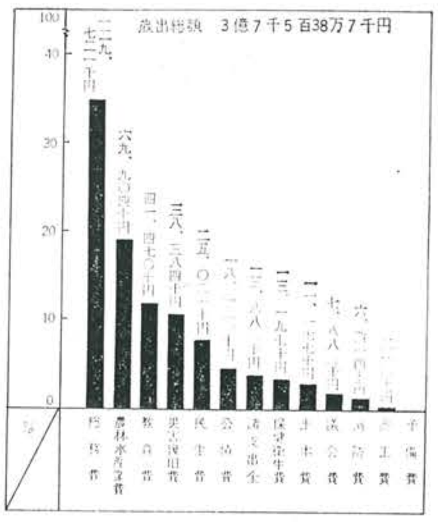

最近三ヶ年間における各款の構成比

歳入

別表の示す通り歳入の第一位は、地方交付税で一億二千万円を越え、前年度より二千五百万円の増となった。然し構成比では過去二ヶ年の35%に比し1%弱と低くっている。

第二位は村税で五百万円の増ではあるが、構成比では過去の21%に対し16%と低下した。村債は六千三百十万円と大巾に増加し、第二位の村税に匹敵する額となった。これは庁舎建築費として三千四百五十万円の新起債によるためである。その他は例年どおりで大した影響はない、村税徴収成績は現年度分九八・五%の好成績を収めているが、滞納繰越分は四四・九%で二百八万円が四十三年度に滞納繰越となった。

歳入

（単位千円）

	款	40年度 決算額	40年度 構成比	41年度 決算額	41年度 構成比	42年度 決算額	42年度 構成比
1	村税	55,095	20.8	58,325	21.5	63,464	15.8
2	臨時地方特別交付金	0		2,913	1.0	112	
3	地方交付税	91,479	34.7	96,972	35.7	121,930	30.3
4	使用料手数料	2,206	0.8	2,469	0.9	5,703	1.4
5	国庫支出金	15,081	5.7	17,809	6.5	18,009	4.5
6	県支出金	50,445	19.1	39,964	14.7	60,483	15.0
7	財産収入	5,025	1.9	5,925	2.2	25,105	6.2
8	寄付金	5,335	2.0	8,572	3.2	6,121	1.5
9	繰入金	1,370	0.5	3,095	1.1	23,190	5.7
10	繰越金	10,865	4.1	12,410	4.6	5,952	1.5
11	諸収入	17,561	6.7	6,388	2.4	8,362	2.1
12	村債	8,100	3.0	16,900	6.2	63,100	16.0
	分担金及負担金	1,790	0.7	0			
	計	264,353	100.0	271,739	100.0	401,534	100.0

歳出

	区分	40年度 決算額	40年度 構成比	41年度 決算額	41年度 構成比	42年度 決算額	42年度 構成比
1	議会費	6,462	2.6	6,603	2.5	7,882	2.1
2	総務費	65,734	26.1	56,678	21.3	129,721	34.5
3	民生費	17,795	7.1	19,276	7.3	25,020	6.7
4	衛生費	8,175	3.2	13,717	5.2	13,197	3.5
5	農林水産業費	70,682	28.0	67,623	25.4	69,904	18.6
6	商工費	463	0.2	240	0.1	212	
7	土木費	12,567	5.0	15,747	5.9	11,176	3.0
8	消防費	6,745	2.7	6,336	2.4	6,413	1.7
9	教育費	36,452	14.4	39,114	14.7	41,470	11.1
10	災害復旧費	11,340	4.5	17,939	6.7	38,384	10.2
11	公債費	12,647	5.0	16,569	6.2	18,120	4.8
12	諸支出金	2,881	1.2	5,937	2.2	13,882	3.7
	計	251,943	100.0	265,787	100.0	375,387	100.0

歳出

第一位は総務費で例年の二〇%台から三四・五%、一億二千九百七十一万円と五千万円の増となった。これは懸案の庁舎建築費として約五千八百万円を要したことによるものである。然し公務員給与の改訂等に伴い人件費は毎年増加の一途をたどり、財政硬直化の因をなしつつある。これを抑制し健全財政持のためには、消費的行政費の節減に一層意を用うべきである。

前年度まで第一位の農林水産業費は、金額では前々年度、前年度と大差のない状態である。本事業は過疎対策とも関連する重要事業であるから今後国県の補助獲得になお一層の努力を期待したい。

災害復旧費は、前年度に比し二・二倍、三千八百三十八万円の事業が実施された。本事業は年々荒廃流失しつつある農林地の復旧と併せて、村民の労働収入源となっているので農林水産業費と同様国庫補助獲得に努められたい。

税務係から　おしらせ

役場税務係では、来年度の固定資産税等の課税状況調べのため、十一月一日から家屋及び土地の調査を行なっています。

この調査は年末までに終りますが、担当税務職員がお伺いした際はよろしくお願いします。また災害等で昨年に比較して著しく変動のあった方はその節申し出て下さい。

編集後記

◇本号は議会と決算で紙面がいっぱいになりました。百号記念の投稿や青年の記事その他についても近々に載せたいと思っておりますので、しばらくのお待ちを……。

◇旧暦の九月—あちこちの神社から太鼓の音が聞こえ、ユズの香りがプーンときます。おおいに栄養をつけるのはよいとしても、赤痢のシーズンです。のみ過ぎ、食べ過ぎに十分な注意を…。（M・N）